

§4 包括的権利

1 §13の2つの性格

§13＝人権の総則的規定＋包括的権利規定

2 人権の総則規定としての§13

1 §13と個人主義

§13「すべて国民は、個人として尊重される」→「個人主義」原理の表明

- ・個人主義：人間社会における価値の根源が個人にあるとし、何にもまさって個人を尊重しようとする原理←近代立憲主義の基本原則の一つ

cf.全体主義＝「全体のため」と称して個人を犠牲にしようとする

☛ 「個人の尊重」と「個人の尊厳」と「人間の尊厳」

日本国憲法 §13＝「個人として尊重」 All of the people shall be respected as individuals.

日本国憲法 §24、民法 §2＝「個人の尊厳」 individual dignity

人間の尊厳＝ドイツ基本法 §1「人間の尊厳（Würde des Menschen）は不可侵である」

§2 I「各人の人格（der Persönlichkeit）の自由な発展を目的とする権利」

→ドイツにおける包括的基本権の根拠

世界人権宣言 §1「All human beings are born free and equal in dignity and rights.」

Individual＝ロック社会契約論 Sec. 96.「For when any number of men have, by the consent of every individual, made a community,…」

2 その他の総則的規定との関係

人権の総則的規定：§11、§12、§13、§97

§11、§12、§97「基本的人権」「憲法が保障する自由及び権利」→総括的

⇕

§13「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」→限定的？

←ロックの property 概念／アメリカ独立宣言の文言

→近代憲法思想の淵源的・代表的な権利を標記したもの／「基本的人権」と同義

3 包括的権利規定＝§13【幸福追求権】

1 包括的権利規定の位置付け

1) 包括的権利規定の具体的権利性

制定当初は権利性を承認しないのが通説

←（∴）文言の漠然性／原則的規定（にとどまる）／実定法的効果を欠く自然権的規定

1960's 後半～ 既存の人権カテゴリーではカバーできない問題の表出

ex.旅券の発給拒否→「旅行の自由」？（最大判 1958.9.10）

『宴のあと』事件（東京地判 1964.9.28）

→京都デモ隊写真撮影事件（最大判 1969.12.24）▶▶判例 58

憲法 13 条は「国民の私生活上の自由」を規定しているもの

→具体的権利性を有するとの見解が判例・通説に

2) 「新しい人権」論と包括的権利規定

- ・ §13 後段「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」

→具体的権利性を有する包括的権利規定＝「幸福追求権」

- ・ 包括的権利規定と個別的人権規定との関係

☛ 「新しい人権」論とは？

高度成長によって著しく変貌を遂げてきた社会において認知されはじめた、従来の個別的な基本的人権の枠組みではカバーしきれない諸々の権利を指す。代表的なものとして、環境権、日照権、プライバシー、肖像権、知る権利、アクセス権などが挙げられる。当初は市民運動・住民運動の中で要求されてきたものであり、1960年代後半以降、裁判所でその一部が法的権利として容認され、立法・行政過程において実現されるようになってきた。

包括的権利規定＝「新しい人権」の根拠条文として機能

⇕

「新しい人権」論の問題性→「人権のインフレ」

→包括的人権規定（幸福追求権）の射程を具体的に検討する必要

2 幸福追求権の保障範囲・内容

1) 幸福追求権の射程をめぐる学説の対立

- a) 人格的利益説：個人の人格的生存に不可欠な権利・自由を包摂する包括的な主観的権利
- b) 一般的自由説：あらゆる生活活動領域に成立する一般的な行動の自由

◆ 一段階画定説と二段階画定説

一段階画定説：人権の歴史的背景などにより自由は一定の輪郭を与えられている、と解するアプローチ

二段階画定説：「なにをしても良い自由」を一旦想定した上で、公共の福祉や他者加害禁止などによって制約を加えるアプローチ

2) 幸福追求権の具体例

i. プライバシーの権利

【重要判例】「宴のあと」事件（東京地判 1964.9.28）▶判例 52

・プライバシー権の確立と発展

→古典的理解：プライバシーの権利＝私生活をみだりに公開されない権利／私生活保護を中心とする人格的利益の総体

判決例にみられる「プライバシー」の範囲

- ①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがら
- ②一般人の感受性を基準にして公開を欲しないだろうことがら
- ③一般人には未知のことがら

→近年の理解：プライバシーの権利＝自己情報コントロール権

→「他者との関係で自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択する権利」

- ・個人情報保護法／行政機関個人情報保護法（2003年制定）
- ・指紋押捺と入国管理

ii. 名誉権

【重要判例】北方ジャーナル事件（最大判 1986.6.11）▶判例 54

・「名誉」と「名誉権」

名誉：内部的名誉／外部的名誉／名誉感情

・民法 § 710、§ 723、刑法 § 230 との関係

民法／刑法 →私法上／刑法上の保護法益として「名誉」を認める

憲法上の権利（人権の一つである人格権）としての「名誉」との関係

・名誉と「公共の利害」

iii. 自己決定権

【重要判例】エホバの証人輸血拒否事件（東京高判 1998.2.9）▶判例 36

事例② パーマ禁止校則事件（最判 1996.7.18）

☞**考え方のポイント**：「幸福追求権」の理解の仕方によって問題となっている権利の保障のあり方に差異が生じるか／「校則」によって「人権」を制約することは可能か／手続きのあり方

自己決定権＝「自己の個人的な事柄について公権力から干渉されずに自ら決定する権利」

→その範囲をめぐる人格的利益説／一般的自由説による対立・相違

自己決定権の「具体例」